

消 防 危 第 114 号  
平成 30 年 6 月 19 日

大阪府及び京都府消防防災主管部長 } 殿  
大阪市消防局長・京都市消防局長 }

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

### 大規模地震発生後の危険物施設の安全確保について

消防庁では、「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について」（平成 26 年 5 月 23 日付け消防危第 136 号）に基づき、地震発生時及び地震後の復旧時における危険物施設に係る事故防止について推進しているところです。

今般、大阪府北部を震源とする地震（最大震度 6 弱）が発生しました。この地震の影響が大きかった地域に存する危険物施設を保有する事業者においては、既に復旧に向けた施設の点検等を実施していると考えられますが、時間経過に伴って不具合が判明する場合等もあると考えられることから、当該ガイドラインを参考に、安全確保が図られるよう、指導の徹底をお願い致します。

なお、当該ガイドラインは消防庁ホームページに掲載しております。（「危険物施設の震災等対策ガイドライン」<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/guideline.html>）

大阪府及び京都府消防防災主管部長におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願い致します。

消防庁危険物保安室

担当：竹本補佐、小島係長、篠崎事務官

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534